



月報

12

全缶協

(47. 12. 12 No.72 VOL 6)

◆目 次◆

11月の行事一覧表	1
◇果実部会	2
◇(第3回)蜜柑缶工組との懇談会	6
◇(第4回)蜜柑缶工組との懇談会	9
◇ペインアップル部会	12
◇全国食品缶詰公正取引協議会東京都委員会	18
◇(第4回)商業包装検討会	23
◇えのきだけびん詰の固形分比率に関する表示について	27
◇缶詰業界新年賀詞交換会打合会	28
缶詰共同宣伝	29
関係団体報知	30
会員消息	33
事務局報知	34

全國缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル 7階
電話 東京 (278) 9278・9289番

11月の行事一覧表

行事	月日	時間	場所	出席
バイン開缶研究会	11月 1日	1300～1600	サンケイ会館	日本バイン輸入協会 沖縄バイン協会主催 全缶協賛
(第3回)みかん缶工組との懇談会	11月 7日	1500～	八重洲竜名館	全缶協側 9名 蜜柑缶工組側 6名
新年賀詞交換会	11月 11日	1030～	日缶協	関係団体
公正取引協議会東京都委員会	11月 13日	1330～	"	18名
果実部会 バインパッブル部会	11月 20日	1300～1430	北洋商事(株)	17名
	11月 20日	1430～1600	"	21名
(第4回)みかん缶工組との懇談会	11月 21日	930～	東京ステーション ホテル	全缶協側 5名 蜜柑缶工組側 14名
統一伝票説明会	11月 21日	1800～	サンケイ会館	東京都食品卸 同業会主催
原産国表示の告示についての説明会	11月 28日	1000～1200	日缶協	公取委担当官
(第4回)商業包装検討会	11月 28日	1330～1500	"	15名

12月の行事予定

缶詰共同宣伝打合会	12月 1日	1530～1530	日缶協	3実行委員
(第15回)缶詰表示問題連絡協議会	12月 2日	1000～1130	北洋商事(株)	
普及宣伝部会	12月 11日	1030～1200	"	
食肉部会	"	1230～1330	"	
水産部会	"	1330～1430	"	
果実部会	"	1430～1530	"	

果 実 部 会

日 時 昭和47年11月20日 13:00～14:30時
場 所 北洋商事㈱ 7階会議室
議 題 (1) 新物みかん缶詰に関する件
 (2) 混合果実缶詰の表示に関する件
 (3) そ の 他

※ 部会討議の概要

新物みかん缶詰の生産もいよいよ11月10日から操業開始となり、内販の生産数量の見通し等について情報交換が行なわれ、また、蜜柑缶工組村上専務理事をオブザーバーとして迎え、内販の合理化カルテルに関しての経過について説明を受けた。

なお、㈱中島董商店が新部会員として会長委嘱を受け本部会から部会員として出席し、果実、蔬菜、水産、食肉、規格の5部会に加入することになった。

1. 新物みかん缶詰について

まず野田部会長から次のような見解が述べられた。

「11月10日から操業開始となつたが実際に操業開始したところは少なく、11月下旬、今日あたりからボツボツ操業入りとなろう。新物みかん缶詰の背景としては300万トン以上の大豊作でヒネが皆無、市場価格はないもの高で推移していた。こうした情勢から下手をするとことしの新物みかん缶詰生産は大増産になると心配されこの歯止めとして、蜜柑缶工組は輸出と一緒に

に内地も調整規定をつくり品質向上のための合理化カルテルを行ないたいとして3回にわたって果実部会と接触し、このような自肅態勢の下に早生の生産に入り、まず冷静なスタートとなった。最終は3月15日ということで長期にわたっての生産で本年のみかん缶詰はかなりの量が内販に回ることが必定である。静岡は鮒、西はくりの操業でみかん缶詰は遅れ気味のようであり、問題はこのあとになると思うのでみなさんからのご意見をお聞かせいただきたいが本年は内販、輸出を合わせ1,000万缶というのが通説のようである。輸出は本枠、自由枠で440万缶、これがどのようになるか。一番大きな問題は円の再切上げによって380万缶程度しかつくらなくなるか。この辺は未知数で予想つけ難く、これによって内販の生産数量も変ってくる。一般には需要を背景に内販をまず優先させる考え方から内販は550～600万缶位の生産ではなかろうかとの見方がある。いずれにしても現状では推測することの難かしさがあり、測定しかねると私は考える。

原料は大豊作、色づきよく、糖度は高く酸度は低い。そのため原料の日持は悪いといわれている。市況の過熱化が新物生産の大増産となり販売について過去に苦しい経験を味わっており要は適正な需給関係をこわさないということであり、本年一番重要な問題ではなかろうかと思う」

引続いて中山副会長から次のような説明があつた。

「蜜柑缶工組と都合3回接觸を持ち、夏の第1回は野田部会長を中心とし、あと2回は在京有志が出席した。合理化カルテルが蜜柑缶工組の足なみをそろえ、一方環境がそのようになって、10月末にパックされないかとの懸念も杞憂におわり、11月も静かで工組側も足並みが揃えられた。幸いに環境がこれについてきたが問題はこれからだと思う。」

このあと各氏から次のような見解が述べられた。



「11月10日みかん缶詰開始日に操業出来た工場は少なく、九州はくりの

生産で人手不足も目立ち、11月20日以前は静かに推移する感じがする。

11月の新物はパッカー筋の思惑的価格との予感がし、その値が表に発表されると問題で11月はセット需要があるが、12月末から1月中旬にかけての市況がどうなるか心配される。」

本年の内販みかん缶詰の動向は輸出とのかね合いで大きく変ってくる。従って円の再切り上げが問題となるのでこの見通し、輸出環境について商社関係部会員の見解など参考に話し合いが行なわれた。

引続いて新物みかん缶詰生産状況について次のような意見が出された。

「現時点では合理化カルテルはよく守られている。九州地区で11月10日製造を開始したところは5社で人手が少なく十分な操業は出来ていない。

11月20日以降には原料があまり過ぎて困るといった状況が予想される。原料は酸味が少なく皮が薄いため腐敗しやすい。例年5／4 22キロの歩留りがことしへ25キロかかる。本格的操業は11月20日過ぎからで内販を優先しあと輸出の製造となろう。内販の見通しだがよく出来て500万缶、輸出は情勢によって大きく変ってくるが、一応400万缶、合計900万缶そこでそれ以上は人手不足やいろいろの問題で出来ないであろう。原料もせいぜい8月中旬で出つくしてしまおう。」

「一つの見方として内販、輸出合せ1,000万缶でうち輸出400万缶、内販600万缶とごく一般的にいわれている。しかし予想以上に人手不足である。原料は年内豊富に出回り、年明け急速になくなり逼迫しそうである。

輸出は工組としても10%の円切り上げがあるということでパッカーに指導しておりそれで手取1,900円位と聞いている。輸出400万缶が減ることが予想されているが、輸出の本枠はやはりやってほしい。内販との格差を大きく開いてはいけない。輸出は損、内販で儲けるということはパッカーにとってもよくない。」



本果実部会に蜜柑缶工組専務理事村上延衛氏をオブザーバーとして迎え内販みかん缶詰の合理化カルテルについて次のような説明を受けた。

「輸出は例年安定カルテルを行っている。内販の合理化カルテルと一緒に出しては輸出の方に響くということから遅れて出したので安定審議会でも認可が延びている。業界紙には出来ないのでないかといったような記事が掲載されたが、本日、中小企業庁からよいという意志表示が来た。公取委にはこのあと出向くが農林省は公取委に説明しており調整規定の認可は確実といっている。ただしこれには製造の開始終了日は盛り込まれていないが、製造開始日 11月 10日からということが守られ、現在までに JAS 10万缶、プローケン 1万缶の鑑定を受けている。輸出の方は早生は使わないということから 12月 1日から製造開始ということを例年実施している。JAS 格落ち、プローケンの鑑定落ちは 2次加工向け、業務用あるいは自家消費に向け一般市場には出さないということが規定の内容もある。従ってプローケンの 2号缶以上は市販に出ない。これら規定にのらないものは月ごとに報告を取ることになっている。製造開始日の 11月 10日終了日の 3月 15日は規定にのらないが組合として指導して行きたい。

2. 混合果実缶詰の表示について

北田専務理事から次のような経過報告を行なった。

「混合果実缶詰の表示について、多田規格部会長からまず果実部会で取りあげてもらい検討したあと規格部会で煮詰めていくという意向である。11月 6 日非公式に日缶協、製缶協、農産缶工組、全缶協と多田部会長も出席いただいて下打合せを行ない、フルーツゼリーと呼ばれる類いの製品に対し、①品名②原材料名③内容量など主要な表示項目をどうするか、又ミックスフルーツ（混合果実）の部類に属する品名問題をいかにするかを話し合い、一応

「粉末ゼリー」としようということで意志統一した。内容総量については4号缶で480gに統一する方向で検討して見ることになった。その他の関連問題として、混合果実すなわち「フルーツサラダ」「フルーツポンチ」「フルーツカクテル」など各社まちまちの名称を使っており、まず業界が自ら言葉のうえでの定義づけを進めて行こうという意見が出され、各団体間で内部的に打合せその結果を持ちよることになった。全缶協としての方針を果実部会、規格部会で検討いただきたい。」

以上の発言に対してこの問題に関してはそのまま果実部会から規格部会に移牒し検討願うことになった。

3. 内販みかん缶詰の市況調査について

北田専務理事から次のような説明を行なった。

「43年には蜜柑缶工組が調査を実施した。この調査は通産省関係の中小企業団体によるもので調査対象は10品目でそのなかにみかん缶詰が取りあげられている。既に消費者、メーカーの資料は集まり集計の段階に入っている。あとは流通関係ということでその原稿を持ってきてこちらで一部修正を加えたが先方は急いでおりこちらの希望通りに改められていない点がある。全缶協も4月からこの調査に協力することになり既にアンケートは全缶協会員に配布されている。なかには記入したくない項目もあると思うが、その項目については空白でよいという約束をしている。是非協力をいただきたい。」

(第3回) 蜜柑缶工組との懇談会

日 時	昭和47年11月7日	15:00~16:00時
場 所	龍 名 館	216号室
内 容	新物内販蜜柑缶詰について	

出席 (蜜柑缶工組側)

理 事 長	後 藤 磯 吉 氏
内販対策委員長	廿 日 出 多 摩 夫 氏
" 副委員長	竹 内 雅 明 氏
専 務 理 事	村 上 延 衛 氏
主 任 任	井 原 信 治 氏
"	花 島 満 氏

(全 缶 協 側)

副 会 長	中 山 良 助 氏
㈱サンヨー堂	森 木 国 雄 氏
㈱明治屋	高 崎 康 二 氏
野崎産業 ㈱	田 中 隆 利 氏
"	杉 浦 稔 氏
㈱矢口屋商会	竹 谷 音 次 郎 氏
三井物産 ㈱	大 野 執 実 氏
"	森 武 治 郎 氏
専 務 理 事	北 出 久 雄 氏

内販向け新物みかん缶詰の生産開始日とされる 11月 10 日も目前に迫ってきた段階において、蜜柑缶工組側より、全缶協果実部会の代表者と懇談致したいとの申入れがあり急遽在京関係メンバーが出席、合理化カルテル申請の現状と今後の内販対策について意見の交換を行なった。

[工組側の説明要旨]

『前回、10月 18日の懇談会のときにも説明したが、調整規定には罰則規定を設け、違反した場合函 500 円、さらに工場立入検査などを行なって

監査の結果、悪質と認められたときは5万円以下の罰金を科することを骨子として工組側で合理化カルテルの作業を進めているが、対策等その他の重要施策にお役所が追われており、合理化その効果が、都合によっておくれていても1月中旬にはおそらく発効される見通しである。公取委で問題としている点は製造期限を設けていることは生産制限につながることではないかということと、ブローカンを15%以内としていることがこれまた生産をおさえることにならないかなどの点であるが、これが認められなかつたとしてもこの2点とも総会決議事項なので組合として実施する。

去る10月26～27日に委員会を開催したが、その時の結論はみかんシラップづけである以上はすべて適用をうけサイズものはJASを義務づけ、ブローカンは鑑定をうけることになる。いずれにしても100%みかんの入っているものは缶型を問わず、みかん缶詰とする。輸出は50%以上みかんが入っているものをみかん缶詰ということにしているが、その点が内販向けと異なるわけだ。ただ5G缶は別扱いとし、これを製造する場合は組合に届出ることにしている。とにかくホールは必ずJASを受けて市販へ、ブローカンは鑑定を受けて市販へ流れるということになる。

なお規定にない缶型は缶検で依頼検査をうけパスしたものに合格の印を押すことになっているが、これを製造する場合はパッカーとよく話合つたうえで組合に届出る。JAS落ち又はブローカンの鑑定落ちのものについては一般市販は出来ないが、届出て承認をうけたうえで業務用あるいは二次加工用に向けることになっている。ホールおよびブローカンが規制をうけるがBBについては対象となっていない。

生産予想についてはホールものはそう沢山は出来ないと思われる。輸出、内販全部で1,000万缶程度。こしは小玉が多く甘いみかんのためにあまり貯蔵も出来ないのでないか。

輸出向けの今までのパッカー手取りは5号缶換算で2,030円位におさま

っている。途中円の切り上げにより変動巾が出て実質的には2,090円台となっているが…………新年度のものは440万缶の割当（前年度390万缶）これについての販売価格の見通しはどうかというと、スペイン、台湾ものなどの安いものが相当出回ると見られるが、我々としてはあまり安くは売れないと実情であり、いまのところ従来と同じ考え方で売って行く腹である。輸出向けの製造は12月1日から入るが、現在のところ内地向けの方が状況がよいのでそれまでは内販向けの製造が重点になろう』

（第4回）蜜柑缶工組との懇談会

日 時 昭和47年11月22日 9:30～10:30時

場 所 東京ステーションホテル

議 題 内販向けのみかん缶詰について

出 席

（全 缶 協 側）

全国缶詰問屋協会	副 会 長	中 山 良 助 氏
明 治 屋	次 長	高 崎 康 二 氏
住 商 フ ズ	次 長	金 沢 芳 雄 氏
矢 口 屋	商 会 室 長	矢 田 四 郎 氏
全国缶詰問屋協会	専務理事	北 田 久 雄 氏

（蜜 柑 缶 工 組 側）

日本蜜柑缶詰工業組合	理 事 長	後 藤 破 吉 氏
"	内販対策委員長	甘 日 出 多 摩 夫 氏
"	副理事長	竹 内 雅 明 氏
"	"	辰 己 秀 一 氏

日本蜜柑缶詰工業組合	専務理事	村	上	延	衛	氏
ノ	主事	井	原	信	治	氏
山 梨 缶 詰 ㈱		山	梨	恵	一郎	氏
富 士 缶 詰 ㈱		樋	口	辰	春	氏
日 本 冷 藏 ㈱		羽	賀			氏
岡 山 県 食 品 ㈱		小	野	隆	士	氏
讃 岐 缶 詰 ㈱		西	山	久	雄	氏
徳 島 県 加 工 連		林	森	一	美	氏
大 洋 食 品 ㈱		檜	崎	次	男	氏
山 口 経 済 連		竹	内	菊	正	氏



※ 懇談会の概要

全缶協では去る 11月 20 日果実部会を開催したが、この部会にあわせて日本蜜柑缶詰工業組合側より第 4 回目の懇談会を開きたいとの申入れがあり在京関係部会員代表者が出席し意見の交換を行なった。

以下、この日の懇談会の概要についてお知らせしたい。

1. 合理化カルテルについて

工組側の説明によれば「現在合理化カルテルの認定が意外に手間どり遅れているが、①サイズものはすべて JAS 受検をする、②ブローカンは鑑定を受けたものに限ることが規定に盛り込まれることは確定している。」

ただ製造期間については公取委側が生産制限につながるのではないかとしているのでこの部分は規定条項からはずすことにしたが、しかし、去る 10 月 20 日の工組の総会で組合決議事項としているのでこの決議通り守って行く

従ってかって8月以降に70～80万缶も生産されたことがあったが、組合としてはそのようなことは絶対避けたい方針である。」との説明であった。

2. 生産見通し等について

「去る11月10日より内販向けみかん缶製造が解禁となりばつぱつ生産も軌道に乗りつつあるが、18日現在約10万%である。

本年は早生は小玉が多く、西の地区は人手不足が特に目だち、また四国地方ではクリの製造が遅れているなどから生産テンポは例年より縮っている。いずれにしても過剰供給は避けたい。

なお輸出向けについては本年440万缶の割当てだが、たとえ円切りあげがあったとしてもことしから実績枠を返上するところに対しては3割の枠を削る（前年は1割）ことになっており、実績だけは消化するという考え方であり、相当の値開きがない限り輸出向けはやって行きたい。」との工組の説明があった。

3. 原料状況について

早生の段階でまだはっきりしないが、現在のところ安値有利に出回っており、極端な変動はない見られる。

九州、四国地区も12月～1月の原料事情はよいと思われ、おそらく2月上旬までは安定して行くのではないか。産地に対しても調節出荷をするよう指導している。

4. 新物みかん缶の市場動向について

全缶協側より「新物みかん缶詰のスタート時の生産は静かなうちに推移しており、まことに好ましい状況にあるが、まず我々の希望として①400万缶の輸出実績割だけは消化して欲しいこと。②価格の適正化については円切

り上げを加味した輸出採算の範囲内で内販向けが考えられるよう慎重であつて欲しいこと。③内販価格の方が輸出価格以上に高く売れるといった状況になつた場合とかく輸出採算を逸脱した事態が生ずることが懸念されるが、これが必らず原料価格に波及し原料高を誘発する要因となることはかゝっての例からも明らかである。この点は特に組合側においては輸出採算を危機に陥れるような結果を招来させないよう対処されることが内販市況をも平穏に推移させる所以であることを要望した。」

パインアップル部会

日 時 昭和47年11月20日 14:30～16:00時
場 所 北洋商事㈱ 7階会議室
議 題 (1) 国内製造によるパイン缶詰の表示に関する件
 (2) そ の 他

※ 部会討議の概要

国内パックのパイン缶詰の表示について、日缶協をはじめパイン関係団体でも検討したいとの動きがあり、全缶協内部でこの表示問題をあらかじめ検討しなければならない時期にきている。現在沖縄県を除くパイン缶詰の国内製造は台湾産パイン原料による冷凍、生と両方使用されておりブランドも増え数量もかなり伸び、表示も「台湾産原料使用」「台湾産原料」それに特になにも表示しないもの等まちまちであり、本部会で現状でよいのかどうか、将来のためにも全缶協としての方針を検討した。

1. 「不当景品類および不当表示防止法第4条第3号の規定による商品の原産国に関する不当な表示の指定」(案)について

北田専務理事から以下の説明を行なった

☆ ☆ ☆

公取委では原産国をはっきりさせるためお手元の資料のように「不当景品類および不当表示防止法第4条第3号の規定による商品の原産国に関する不当な表示の指定」(案)として業界に示して来た。先日関係団体が出席し公取委の説明を聞いたが国内パックのパイン缶詰もある意味ではこれと関係するのでこの(案)についてまず説明致したい。最近自由化の進行に伴ない輸入品が増加し、一方国産品で輸入品と誤認されるおそれがある表示をしているものが多く見受けられるようになり、これらのものについてはその商品が国内で生産されたものである旨、明瞭に記載されなければならないとされ、またその逆に輸入品でありながら国内産であるような表示をしているものもまた規制の対象になる。問題は国産のチョコレートがオール英文で輸入品コーナーで売られていたりした例があり、また3~4年に国産セイターが英國製という表示で売られ、排除命令が出されたケースもある。

輸入品とまぎらわしい表示ということは以前から消費者団体が問題にしており昨年公取委の委託で主婦連が食品、家庭器具、日用品衣類、化粧品等の市販品の実態調査を行ない、あわせて消費者の意識調査も行なったがその結果では国産品で輸入品と誤認される恐れのある表示が相当数あり、中には外国の国旗が表示してあったためにその国の产品であると誤認したものは83%にものぼっているとのことである。こうしたことから公取委として景表法第4条第3号により原産国表示について指定するという考え方である。なお4条

1号は商品の内容等が他の事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認させるものについて、また4条2号は価格その他の取引条件等が他の事業者にかかるものよりも著しく有利であると誤認させるものにつきそれぞれ不当な表示として禁止しているが第4条3号は価値、評価というものは没却してとにかく誤認させる恐れのあるものはすべてこの3号で規制されることになる。従って4条3号は範囲が広げられていると考えてよい。公取委としては各団体と検討会を開き、公聴会は今年中に開く段取りでおそくとも来年3月頃には告示したい意向である。なお猶予期間は十分に見るとの説明である。

以下にこの指定案の内容について若干説明したい。

第1条 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、当該商品が国内で生産されたものである旨が明瞭に記載されていないもの、ただし、当該表示が当該商品の原産国の表示でないことが明瞭である場合は、この限りでない。

1. 外国の国名、地名、国旗又は紋章その他これらに類するものの表示
2. 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
3. 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で記載されている表示

この条項から考え合わせて見ると例えばオールローマ字のみで表示されているものは問題となる。特に外資系の国内製造による缶詰がこの条項にふれるおそれのある表示をしているものがあり、実態を見つづどのような表示にしたらよいか具体的に缶詰業界で内部検討をすすめていくことにしている。

〔備考〕で

- 1 「原産国」とは、次の各号の一に該当する国をいい、「国内で生産された商品」とは、原産国がわが国である商品をいい、「外国で生産された商

品」とは、原産国が外国である商品をいう。

- 1一 当該商品の全部が生産された国
- 1二 当該商品の生産が二国以上にわたる場合には、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が最後に行なわれた国
- 2 当該商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合には、「原産国」とあるのは「原産地」と読み替えるものとする。

以上の規定がありこの解釈は、例えばオーストラリアで産した棉をアメリカで生地としその生地で日本においてカットし仕立てた場合、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が最後に行なわれた国、すなわち日本が原産国となる。またジャムでフルガリヤから原料を輸入しリパックする時に殺菌工程において若干の水を加え殺菌するが、これを実質的な変更をもたらす行為と解釈するかどうか、まだ公取委として煮詰めておらずそうした点は業界と協議し慎重に対処していきたいとの説明であった。それから濃縮果汁などについては最終的に還元した国が原産国となるとの公取委の解釈であった。以上あらましの説明であるが台湾からの冷凍パインあるいは生パインを原料として日本でパックしたパイン缶にも関連して来る部分があると思うのでどういうように全協協として取り組んでいけばよいか検討いただきたい。なお「原産国」を「原産地」と読み替えることは例えばホンコンとかマカオなど属領的な地名はその本国名でなく「原産地香港」とすることができるという意味である。次に

〔運用方針〕で

- 1一 「国産」と明瞭に表示しているもの
- 1二 「製造元〇〇株式会社東京・銀座」等と国内に所在する事業者が当該商品を生産した旨が邦文で明瞭に表示してあるものこれに対してどこに書いたら明瞭かを煮詰めることになり、また従来から食品衛生法では製造元を販売元と読み替えることでやってきており、この点を十分考慮す

るよう要望している。次に

2三 外国から原材料を輸入し、わが国で生産された商品について、事業者が当該原材料の原産国として外国の国名を表示したつもりであるにもかかわらず、当該原産国が当該原材料の原産国であるか、当該商品の原産国であるかが明瞭でないもの（たとえば **MATERIAL MADE IN U.S.A.** 又は **綿 100% アメリカ製**）と表示しているが、これでは原材料がアメリカ製か、商品がアメリカ製か判らない場合）これはマテリアルという表示を読まないで単にメイドインU.S.A.と誤認される恐れがあり、このような表示は不可とされる。

「当該表示が当該商品の原産国の表示でないことが明瞭である場合」とは、

普通名称として使用されているものでボストンバッグ、フランズパン、ロシアケーキ、ホンコンシャツ、また国内で生産された手下げ袋の柄として英字新聞や英文雑誌の切り抜きを使用したものなどの場合がこの項に当る。最後に

6 原産国の定義づけのなかで「当該商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」には含まれないものとして、

- ① 商品又はその包装にマークを付け、又はラベルその他表示を貼りつけ、若しくは添付すること。
- ② びん、箱、その他これらに類する容器に詰めること。
- ③ 単にセット（商品の組合せ）にすること。
- ④ 単なる部分品の組立

以上のように包装については特に実質的変更がなされたとは認めないとの見解である。

2. 国内製造によるパイン缶詰の表示について

国内産パイン缶詰の原料として台湾から生，冷凍があり，さらに沖縄現地でパックしたものなどいくつかのケースが考えられる。これらのものについて原材料としてはっきり表示をもとめる必要があるという声があるが生，あるいは冷凍原料使用といった表示をすることは他の缶詰にも波及する大きな問題となる。

パイン缶詰で表示することになれば冷凍ビースが中共，韓国から原料として多量に輸入されているためグリンピース缶詰の表示問題にもつながってくる。これらの中のものは従来通り表示しない方が好ましい。



以上協議の結果本パイン部会としては次のような結論であった。

冷凍あるいは生といった表示は避けるべきである。これを基本的建前としていま少し事務局で煮詰めを行ない，公取委に違反しない限りもっともゆるやかな表示をするということで原案を事務局でねる。アメリカにおいてさえ，冷凍原料もはっきり認められており，これを特に表示する必要はない。国内産パイン缶が品質が落ち，これが消費者にとって区別が出来ないという問題もあるが，グローバル物はステッカーで沖縄は来年1月から全面JASを実施することであり，内地もブランドが自主的基準を設けJAS規格を守っていくことの考え方でいけばそれに落ちるものは淘汰される。

3. 開缶研究会の結果について

先日開催されたパイン開缶研究会の結果では国内パックもの12点中
A'1 B3 B'3 C3 D2 ということで合格品は33%程度であ

った。以上のデーターを本部会の資料として配布したがこの 12 点の表示については特に問題となるような表示は見受けられなかった。

4. パイン缶詰の市況について

新物価格が一応通つており若干沖縄は弱含んでいるがスパイラル 128 円、ビーセス 96 円唱えでいまのところまあまあの市況である。関西はスパイラルはこれより若干下押し、ビーセスは若干上回ったといったところである。

全国食品缶詰公正取引協議会 東京都委員会

日 時 昭和 47 年 1 月 18 日 13.30 ~ 15.30 時

場 所 (社) 日本缶詰協会会議室

出 席 者

日 魯 漁 業 ㈱(谷 正二) 大 洋 漁 業 ㈱(日野 昭夫)

日 本 水 産 ㈱(原 美) 日 本 冷 藏 ㈱(羽賀 一郎)

明 治 袪 菓 ㈱(小津 武一) 雪印アンデス食品㈱(相馬 一夫)

北 洋 商 事 ㈱(大泉 修) ㈱ サンヨー堂(中山 良助)

㈱ 明 治 屋(春日 英男) 三 井 物 産 ㈱(大野 執実)

国 分 ㈱(市川 英世) 大 和 製 缶 ㈱(佐藤 亮)

東 洋 製 缶 ㈱(岡 啓治) 北 海 製 缶 ㈱(稻毛 仁)

以上 委員 15 名中 14 名出席

事務局 関野、北田、山崎各常任理事

平野缶詰協会常務理事

議 題 1 委員長および副委員長の選出について

2 委員会の規定について

3 委員会の今後の運営方針について

4 そ の 他

※ 委員会の概要

景品表示法の一部改正に伴い、各県に委員会を設け県当局との折衝の窓口にすることは、去る5月の理事会、定時総会で承認されており、その後、10月4日公正取引委員会の懇談会の席上、景品表示指導課長からも要請されたので、各地区に対し委員会結成の呼びかけをしていた。一方、公取委に對しての回答の時間的制約の關係上、本協議会より各地区の委員会の委員長を推せんして意見を聞くなど作業をすゝめていたが、東京都委員会の委員は、北田、山崎各常任理事と協議し、ブランドオーナーとして次の15社の方々に委嘱し、就任のうえ、この日第1回東京都委員会が開催された。

[東京都委員会構成メンバー]

日 魯 漁 業 ㈱	大 洋 漁 業 ㈱
日 本 水 産 ㈱	日 本 冷 蔵 ㈱
明 治 製 菓 ㈱	森 永 製 菓 ㈱
雪印アンデス食品 ㈱	北 洋 商 事 ㈱
国 分 ㈱	サ ン ヨ 一 堂 ㈱
明 治 屋 ㈱	三 井 物 産 ㈱
東 洋 製 缶 ㈱	大 和 製 缶 ㈱
北 海 製 缶 ㈱	以 上 15社



第1号議案　委員長および副委員長の選出について

委員長として日魯漁業株式会社 常務取締役 谷正二氏を、副委員長として北洋商事株式会社 取締役副社長 和氣正夫氏を互選し、それぞれ本人の承認があった。

第2号議案 委員会の規程について

委員会の規程については

第 1 条 東京都委員会と称し

第 2 条 事務所は「東京都千代田区丸の内2-4-1丸ビル567
区、日本缶詰協会内」に置くことにし、

第 6 条 1. 「委員5人以上20人以内」とし、
2. 「副委員長1人とする。」とし、

第 9 条 2. 「あらかじめ委員長の定める順序にしたがい」を削除
し、

以上のとおり変更し、その他は原案どおりとする。

第3号議案 委員会の今後の運営について

① 東京都委員会が結成されたので、委員長等は東京都の担当課、消費生活センターに報告を兼ね挨拶回りをすることを申し合せた。

② 表示問題についての過去の例によれば、地区で解決できない場合は中央に集り、三常任理事で協議して対策を検討してきたが、東京都委員会が出来たので、これを中央委員会の性格をもたせ、この委員会で対策を検討するようにしたいと提案あり、また、日本缶詰協会には規格表示委員会(A)あり、全国缶詰問屋協会には規格部会(B)あり、関係団体では缶詰表示問題連絡協議会をつくっており、屋上屋になるおそれもあるが、この委員会で公正競争規約による表示問題を検討したらとの提案があり、検討の結果、東京都委員会の運営は地区委員会のモデル委員会となることは考えられるが、地区で発生したすべての問題を東京都委員会で取り上げることは、問題がある。従って、問題の大小を判断し、必要に応じて会長が諮詢したときは本委員会で取り上げた方がよい、ということになった。

③ 委員会の経費についてどのような措置が講ぜられているか、地区によつては、出席のための旅費も必要だろうし、会場費や、茶菓代も必要になる

がとの発言があり、本年度は予算に委員会経費を計上してないので、残念ながらそれのご負担で運営していただくことになる。

来年度予算には或る程度の経費は負担できるよう計上したい。幸い今まで構成母体の三団体で応分の金銭的援助をしていただいているため、相当な残高もあるので、多額にのほる会費を増額しなくても賄って行けると思う。

④ ジュース缶詰と本協議会（委員会）の関係についての発言があり、缶詰の公正競争規約にはジュースの缶びん詰は含まれていないので、ジュース缶詰の表示問題については本協議会と無関係である。併し、果実飲料公正取引協議会は、地区委員会を設置する考えはないので、今後、ジュース缶詰も缶詰ということで、県当局やセンターから各地区委員会に持ち込まれることも考えられる。この場合は、本協議会より果実飲料公正取引協議会に移牒するような便宜を図じた方がよろしかろうとの申し合せになった。

第4号議案 そ の 他

次のような最近の情勢報告が行なわれた。

1. えのきだけ醤油漬固形分の比率について

本品は40年頃より製造され、こゝ2～3年来急激にのびその結果過当競争による品質の不統一をきたしている。主産県の長野県缶詰協会で対策を協議し、本協議会に相談あり、公正競争規約の施行規則に固形分比率の表示を規定することとし、5月の理事会、総会で規則を制定することは一応承認されている。その後固形分の比率につき協議を重ね、60%以上を最低基準とし、JAS表示は70%以上、特選表示は80%以上の基準を打ち出し、農林省、公取委と相談したところ、農林省は了承、公取委は、その最低基準の設定は消費者団体の意向をきいた上で検討したいとの意見であるので、一応業界の申合せ事項とし、一方固形分比率の表示は10%刻みで行なうことを諒承しているので本協議会では取りあえず運用基準で

規定したいと考えているが、長野県缶詰協会では、施行規則に入れてほしいと強い申し入れがあり、目下検討中である。

2. 原産国表示についての指示

公正取引委員会では、原産国表示について、例えば

① 外資系会社の製品で、日本で製造されていても外国ブランドを表示し、品名などについて主要部分に日本語で表示していないもの。

② 輸入された一次加工原料をもって日本で缶詰にした場合、あたかも外国産のようなまぎらわしい表示をしている。

などに対して規制したい考えで、目下検討を進められている。

3. 表示の問題

表示については、最近消費者から具体的にこまかい問題が取り上げられてきている。例えば、にし貝をさざえと表示、さるぼうを赤貝と表示（これは昭和36年農林物資調査会で「さるぼうは赤貝と表示してよい。」との決定事項であるが、時代が変ればこの決定事項も変えるべきだとの声もある。）鮒やかつおの卵を「もみじ子」と表示、など各地の消費者センター、県当局、公取委から問題として提起されている。なお、最近缶詰の品質保証期限を設定してほしいとの声もあり、これは重大な問題なので、今後慎重に取り組まねばならないものと考えている。

以上報告があり、問題が発生するとすぐマスコミに発表されることは大変困るので、取引協の会員に拘わる問題は、なるべく公表をさし控える事に申し入れてほしいとの発言あり、「10月4日の公取委と各種公取協との懇談会の席上でも、この件について強く要望されており、景表法の一部改正の施行通達についても「この公表の件は慎重に取り扱うことにしてみたい。」と明記されている。

公取委のプロック会議でもこの点は重ねて説明すると当局は説明されていたが、本協議会としても重ねて申し入れる。」と回答があった。

(第4回) 商業包装検討会

日 時	昭和47年11月27日	13.30～15.00時
場 所	日本缶詰協会 会議室	
内 容	過剰包装問題に関する打合せ	
出 席	日缶協専務理事 隅野 勇氏	
	" 鈴木 修氏	
	(㈱)サンヨー堂 多田 義郎氏	
	(㈱)明治屋 塩田 良英氏	
	" 春日 英男氏	
	(㈱)小網 佐久間 忠夫氏	
	明治製菓 (㈱)石田 典生氏	
	(㈱)中島董商店 花岡 弘二氏	
	森永製菓 (㈱)田中 黙氏	
	カゴメ (㈱)堀 章男氏	
	日魯漁業 (㈱)鈴木 基之氏	
	はごろも缶詰 (㈱)小川 清雄氏	
	日本水産 (㈱)三浦 忍氏	
	日本冷蔵 (㈱)西松 克朗氏	
	全缶協 中沢 和雄氏	

※ 検討会の概要

先ず 日缶協 隅野専務理事から

11月20日食品産業センターで加工食品関係の適正包装に関する第1回目の会合が開かれたが、この経過について報告を行なったあと12月5日の分科会(グループ別)に臨む態度について協議した。



日缶協 隅野専務理事の報告

「47年8月に日本包装技術委員会の商業包装技術委員会で「適正包装の考え方とその推進策に関する報告」をまとめた。（全缶協 月報10月号30～36頁に掲載）これにより政府、消費者、業界それぞれの立場で検討することになり、食品業界は食品産業センターに「食品包装適正化推進協議会」を設け、商品群別に適正な包装基準の検討を行なうことになった。

この協議会メンバーは消費者団体、流通業界団体、製造業界団体の代表者で構成しており消費者団体は主婦連、地婦連、消費科学連合会、神戸消費者協会、それに文京区と杉並区の消費者の会の6団体、流通業界は百貨店協会、チェインストア協会、セルフサービス協会、全国菓子問屋組合連合会、東京都食品卸同業会の5団体が参加している。加工食品はいろいろと種類も多くグループ別に推進した方がよいということから、缶詰は壇、ジュース、清涼飲料、トマト加工品が一緒のグループとして検討することになり、日缶協、果汁協会、全清飲、トマト工業会の団体がメーカーとし、これに消費団体、流通団体が加わるとまとまりがつかなくなるので、主婦連のみがわれわれのグループに加わり、チェインストア協会、東京都食品卸同業会が一緒になってやっていくことになった。その他に菓子、乳製品（チーズ、バター等）、化学調味料、油脂、ハム、ソーセージ、冷凍食品、砂糖（成形砂糖）があるが全体で3つのグループに別けられた。今後グループごとに検討会を開き煮詰めていくが、12月5日にわれわれのグループの検討会を開くことになっている。過去に現物を見せて説明会を開いたが缶詰（丸缶）の詰合せはみんなよくなつたのでこれでよいとの意見であった。ただその時の意見に箱の内側が厚い、また丸缶とコンビーフ等の異型缶の詰合せでもう少し改良する余地があるのでないかとの問題が提起され、12月5日の分科会ではこの問題の論議が交わされるのではないかと思うので今日特にこの点についてのご意見

をお聞かせ願いたい。やはりいろいろな缶型の詰合せはそれなりの意義がある。詰合せを調べたディターでは、面積比（上から見た）84%で、16%のデットスペースがあり、体積比では60%程度で40%位のデットスペースがある。これを消費者団体のいうような20%とすることは無理だ。なかには面積比96%，体積比71%のものもあるが、一方、面積比79%，体積比44%で非常にデットスペースが多くなるものもあり、われわれの答弁をどういうようにもっていったらよいか。詰合せ費用は15%以内にすることを提案するとの答申であるが、われわれの調べたところでは、1,500円以上の詰合せは15%ということは問題なく、包装費は14%，12%，10%といったものが大部分である。

農林省消費経済課でセニターによるアンケートを取った結果では、贈物は化粧箱を選ぶというのが70%あり、やはり見た目がよいということが重要な要素になっている。

- 贈物をした時に過剰包装と思うかとの問い合わせに対して、305人のうち
　　壇詰の詰合せ 26% 調味料詰合せ 19% 乳製品詰合せ 13%
　　のりの詰合せ 13% 缶詰詰合せ 8% ハムソーセージ 7%

上げ底、空間が多い、必要以上に何重にも包装しているとの意見である。
これを見ても缶詰は比較的低い。

- 逆によそから贈物された時には、548人のうち
　　のりの詰合せ 26% 調味料詰合せ 22% 果汁壇詰詰合せ 21%
　　乳製品詰合せ 12% 缶詰詰合せ 7% 植茸詰合せ 7%
　　砂糖 " 7% 洋かん " 6%

以上のように空間が多く、箱の内側が必要以上に厚いとしている。

異型缶は異型缶だけを詰合せたらよいだろうとの意見もあるが、この点のご意見も聞きたい。

私自体は贈物であるから、色々のものを詰合わせることも必要であり、デッ

トスペースがでるのは仕方がないと思う。例えば油と調味料等の詰合せはわれわれ以上にデットスペースがあり、他の業界と話を通じ合うことも必要と思う。」以上の説明のあと各氏から次のような活発な意見がだされた。

☆ ☆ ☆

「文句をいう人と買ってくれる人と違う。買ってくれる人がいるから使っているわけである。なにも高く見せようということでやっているのではなく、無事に食べる人のところに届けたいということ。もらった人に不快感を与えないようにとの配慮からやっている。コンビーフ缶を24缶びたりと箱詰めにしたが、こういうものはかえって使う人が困るし、売れない。やはりバラエティーがあった方が使いやすい。異型缶は異型缶になった理由があるわけである。」

「これ以上にスペースをなくすということは、われわれは不可能と思っている。箱の内側を厚くすることは、クッションの役目をし、内身の保護のために必要である。主婦連側の話を聞いたがなにをもって過剰包装というのか、抽象的で空間があればデッドスペースと考えている。スーパー・パックで贈物をするかといえばそうではなくやはり箱に詰めたもので贈る。贈答箱でおく人の気持がつたわるわけであり、現存では無駄な余白はないのではないかと考える。」

「デパートとの話し合いで最低限の強度をもたせている。いまパンフレットを見せてもらったがみなさん、大変よいと思う。みなさん一生懸命考えてそれなりに努力しており、最低限必要なスペースである。異型缶の詰合せも現存のように多様化している時代には、バラエティを持たすことは必要でそれほどとやかくいわれる問題ではないと思う。」

以上の意見がだされ次のような方針で12月5日の会合に臨むことになった。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

缶詰はみんな合理的な基準でやっている。しかし20%にはならない、その

理由は内身の商品を保護するために必要なスペースである。しかし一応の目安として 20% ということはよい。贈物としての体裁はどうしても必要であり、贈物として化粧箱を選ぶ消費者が大半であるとの事実からわれわれとしても贈る人、贈られる人の気持も大切にしなければならないわけで、異型缶の詰合せも必要であるということをはっきり訴えることになった。

来年 2 月頃には各食品関係の包装基準といったものを設け中元期には間に合うようするが、食品産業センターが農林省の委嘱を受けてやってきているので、これは農林省消費経済課の意向でもあるといえる。

えのきだけびん詰の固形分比率に関する表示について

全国食品缶詰公正取引協議会では 11 月 1 日、常任理事隅野勇氏名をもって、長野県缶詰協会会长岩下弥作殿宛に次のように方針が決定した旨の文書を提出した。

えのきだけびん詰の固形分比率に関する表示について

拝啓 いよいよご清栄のこととよろこび申しあげます。

さて、先般来、表記のことについて、農林省ならびに公正取引委員会に対し折衝してまいりましたが、このほど最終的に方針を決定し、別紙のとおり両省に対し要請いたしました結果、それぞれ諒承を得ましたのでご報告申しあげます。

すでに、本格的な製造シーズンを目撃に控えているにも拘わらず、不本意ながら決定が延引いたし、多大のご迷惑をかけ恐縮に存じます。

なお、固形分比率を 60% 以上とする最低基準の設定については、公正取引委員会としては業界の方針を直ちに諒承いたしかねるとの見解であ

ります。したがって、この点については、下記第1項のとおり貴会、全国缶詰問屋協会ならびに日本缶詰協会の関係団体による申合せ決定事項として、関係業者が必らずこれを遵守するよう、趣旨の徹底を図りたいと存じます。

まずは延引ながらご回答まで。

敬　　具

記

1. えのきだけしよう油づけの固形分比率について

えのきだけまたはなめたけしよう油づけの内容総量に対する固形分比率は、60%以上を最低基準とし、JAS製品は70%以上、「特選」と表示した製品は80%以上とすること。

2. えのきだけしよう油づけの固形分比率の表示について

えのきだけ（またはなめたけ）しよう油づけのびん詰にあっては、主要部分に、9ポイント以上の肉太の活字で、えのきだけ（またはなめたけ）しよう油づけである旨を表示し、かつ、内容総量に対する固形分比率を10%刻みで区分し、8ポイント以上の肉太活字で「固形分〇〇%以上」と表示すること。

缶詰業界新年賀詞交換会

恒例の缶詰業界新年賀詞交換会の打合会は1月11日10時から日缶協会議室で開き検討の結果次のとおり決定した。

〔48年度新年賀詞交換会〕

1. 日　　時　　昭和48年1月5日(金) 10時～12時
2. 場　　所　　パレスホテル ローズルーム

3. 会 費 1人 3,000円
 4. 式 次 第 受付開始(開宴) 11.30時
 新年祝辞 12.15時
 司 会 日本缶詰協会 隅野専務理事
 賀 詞 日本缶詰協会 会長
 同 全国缶詰問屋協会 副会長
 中山良助氏
 来賓祝辞 農林経済局長 内村良英氏
 乾 杯 日本缶詰輸出組合 理事長
 後藤達郎氏
 万才三唱 日本製缶協会 会長
 高崎芳郎氏
 閉 会 12.45時

缶詰共同宣伝

(サンケイかん詰料理教室)

月日	曜日	時間	会場名	参加人員
11/14	火	PM 13:30 ~ 15:30時	前橋商工会議所 2階会議室	75人
11/15	水	"	伊勢崎ショッピングセンター 4階催事場	75人
11/16	木	"	足利市大町会館	36人
11/17	金	"	駒場公民館	55人
11/18	土	"	宇都宮消防第九分団詰所	35人

12月会場及び日程

月 日	曜 日	時 間	会 場 名
12/5	火	PM13.30～ 15.30時	足立信用金庫本木支店 2階 足立区本木東町
12/6	水	"	同栄信用金庫大森支店 2階 大田区中央 6-29-4
12/7	木	"	多摩ニュータウン諏訪4丁目集会所 多摩市諏訪4丁目
12/8	金	"	川越市婦人会館 川越市脇田新町
12/9	土	"	栄町公民館 公団2階 川口市栄町 8-11-25

関係団体報知

〔 東京都食品卸同業会第3回経営実務講座を開催 〕

東京都食品卸同業会では第3回経営実務講座を下記により実施したが、講師として全街協北田専務理事が統一伝票普及指導員の立場から「統一伝票について」。講演した。

日 時 昭和47年11月21日(火)午後5時30分 集合

“ 6時 開講

“ 9時 終説

場 所 サンケイ会館 千代田区大手町1-7-2

5階 501号～502号会議室

講題 1. 統一伝票について

講師 全国缶詰問屋協会

専務理事 北田久雄氏

2. 食品卸売業体質改善の具体策

講師 マーケティング研究協会

専務理事 藤枝高士氏

[中国食品貿易団歓迎セレクション]

日本国際貿易促進協会および日本国際貿易促進協会関西本部の招きにより、中国食品土畜産貿易代表団が来日、国交正常化後、初の輸入関係の代表団を迎える今後の日中貿易拡大発展のために大変意義深く、下記により歓迎セレクションが開催され、全缶協北田専務もこの席に招かれ出席した。

日 時 昭和47年11月18日(土) 15:00~17:00時

場所 ホテル ニューオータニ ローズルーム

[営業所移転]

※ はごろも缶詰㈱名古屋営業所は業務拡充のため11月13日より下記に移転した。

新住所 〒456 名古屋市熱田区千代田町1丁目43番地

電話 <052> 681~8401番 (代表)

全国パインアップル缶詰内販会の清算結果報告

全国パインアップル缶詰内販会は、5月18日の定期総会において解散を決議し、同時に定款第39条3項の規定に基づき理事全員が清算人となったが、10月31日をもって全収支を完了し、理事全員の承認を得て、ここに

内販会業務のすべてを終了、とどこおりなく清算結了となった。

清算書

(自昭和47年4月1日 至昭和47年10月31日)

全国パインアップル缶詰内販会

収入の部

項目	決算	備考
繰 越 金	5 9 2 , 8 5 6	
そ の 他	3 5 , 1 7 3	銀行利息
合 計	6 2 8 , 0 2 9	
支出の部		
項目	決算	備考
事業費		
旅 蹴 費	1 8 , 5 2 0	役員の出張旅費
会議費	7 8 , 7 9 6	総会および打合せ会
広報費	3 4 , 1 5 4	会報ならびに切手代
宣伝費	0	
交際費	9 0 0	来客接待費
人件費	2 4 8 , 5 0 0	職員4名分の4・5月分給料
退職積立金	8 9 , 4 3 9	職員1名の退職手当
借室費	1 9 , 5 0 0	5月分借室料
電話料	8 , 2 2 0	
交通費	0	
消耗費	0	
厚生費	5 , 0 0 0	職員の結婚祝金
諸雜費	1 2 5 , 0 0 0	記念品(エンジニアメジャー42個)
予備費	0	
合 計	6 2 8 , 0 2 9	

総収入 628,029

ただし基金としての507,991円の

総支出 628,029

退職積立金は全国缶詰問屋協会の退職

差引残高 0

積立金に引継ぐ。

会員消息

〔会社合併〕

※ 北洋商事㈱（取締役社長 森井二郎氏）は、11月1日付で㈱湘南北洋を吸収合併し、同社湘南支店として新発足した。

なお、初代湘南支店長には岡崎寿氏が任命された。

北洋商事㈱湘南支店　　横浜市金沢区堀口14番地

〔人事異動〕

※ 新生商事㈱（取締役社長 木本哲夫氏）は11月1日付で下記のとおり人事異動を行なった。

〔新任〕

営業本部次長	吉 岡	猛 氏	(小倉支店長)
小倉支店長	崎 山 才 辰	氏	(下関支店長)
下関支店長	藤 本 靖 人	氏	(下関支店長補佐)
佐賀支店長	楠 正 博	氏	(営業本部係長)

〔旧任〕

〔電話番号変更〕

※ ㈱長船商店商事部（岡山市青江270　岡山中央卸売市場）の電話番号が12月1日より下記の通り変更した。

電話　岡山　0862(32)8141(代表)～8(大代表)

　　"　(32)6232(")～5

※ ㈱近寅（新潟県上越市大字藤巻821の1）では12月1日より電話番号を下記に変更した。

(02552) 4-1122 (代表)

事務局報知

※ 浅井会長退院のお知らせ

浅井会長は前号でお知らせ致しましたように10月24日すい臓の手術を受けられましたが、その後の経過は良好で11月12日(日)に退院し、引き続き自宅療養されておられます。

※ 事務局住居表示変更のお知らせ

中央区日本橋界隈の住居表示の変更に伴ない全街協事務局の住所が昭和48年1月1日より下記のとおり変更致します。

旧 東京都中央区日本橋通3丁目8番地

新 東京都中央区日本橋3丁目4番15号

※ 年末年始の事務局業務について

年末の事務業務は例年通り12月29日(金)午前中をもって終了し、仕事始めは1月4日(木)から致します。

なお、1月5日(金)からは通常通り業務を行ないますので、ご諒承いただきたくお知らせ致します。

※ (株)高島 社長高島文治氏ご逝去

潟高島(新潟市上大川前通5番町)社長高島文治氏は10月31日午後2時脳溢血のため新潟市上大川前通6番地の自宅で死去された。享年

葬儀は11月1日午後7時より、御通夜11月2日午後7時より密葬。

告別式は社葬をもつて11月6日午前11時から、新潟市西堀8の勝楽寺においてしめやかに執り行なわれた。喪主は長男専務取締役高島文也氏。

